

○郡山市母子生活支援施設条例施行規則

平成10年3月31日

郡山市規則第28号

改正 平成17年9月28日郡山市規則第59号

平成27年12月25日郡山市規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市母子生活支援施設条例（昭和40年郡山市条例第54号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入所の手続)

第2条 郡山市母子生活支援施設（以下「支援施設」という。）に入所しようとする者は、あらかじめ郡山市母子生活支援施設入所申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4号又は第5号に定める書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 腸管系伝染病原菌検査報告書
- (4) 所得の状況を証明する所得証明書等の書類
- (5) 源泉徴収票

(平17規則59・平27規則106・一部改正)

(決定通知等)

第3条 市長は、支援施設への入所を決定したときはその旨を、入所を承認しないときは理由を付してその旨を申請人に通知するものとする。

2 条例第3条第2項の誓約書には、保証人が連署するものとする。

3 市長は、入所者の退所を決定したときは、理由を付してその旨を当該入所者に通知するものとする。

(平17規則59・一部改正)

(遵守事項)

第4条 支援施設に入所している者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 室内外の工作及び模様替えをしないこと。
- (2) 外来者を宿泊させる場合は、所長の許可を得ること。
- (3) その他入所生活について所長その他の職員の指示に従うこと。

(平17規則59・一部改正)

(募集時の公告事項等)

第5条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称、所在地、構造、規模等の支援施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 指定管理者の指定を受けることができる社会福祉法人（以下単に「法人」という。）の資格
- (5) 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項

- (6) 次条に規定する申請書等に関する事項
- (7) 指定管理者の申請を受け付ける期間
- (8) 指定管理者の選定の基準及び方法
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条の規定による公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（平17規則59・追加）

（申請書等）

第6条 条例第9条第1項の規定による申請は、指定申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する事業計画書
- (2) 支援施設の管理の業務に関する収支予算書
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の直近2事業年度における社会福祉法（昭和26年法律第45号）第44条第2項に規定する書類
- (6) 納税証明書等郡山市税に係る法人の納税状況を証する書類その他これらに準じる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（平17規則59・追加）

（選定通知）

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、選定結果通知書（第3号様式）によるものとする。

（平17規則59・追加）

（指定通知）

第8条 条例第11条第1項の規定により指定をするときは、指定通知書（第4号様式）により申請した法人に通知するものとする。

（平17規則59・追加）

（協定締結事項）

第9条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する事業計画書に記載された事項
- (2) 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項
- (3) 支援施設の管理に伴い取得し、又は作成した個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（平17規則59・追加）

（事業計画書等の変更）

第10条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の事務所の所在地の変更
- (2) 指定管理者の役員その他これらに準ずべき者の変更

(3) その他市長が軽微であると認める事項

(平17規則59・追加)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則59・旧第5条線下)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年郡山市規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年郡山市規則第106号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(郡山市母子生活支援施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

11 この規則の施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の郡山市母子生活支援施設条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市母子生活支援施設条例施行規則の様式によるものとみなす。

12 この規則の施行の際現に旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

郡山市母子生活支援施設入所申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所  
申請人  
氏名 ㊞

郡山市母子生活支援施設に入所したいので、次のとおり申請します。

現住所					電話番号		
六 簿 地							
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	生年月日	個人番号	月 収	健康状態	
扶 養 義 務 者	氏 名	住 所	続柄	年齢	職 業		
入所希望理由							

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

郡山市長

法 人 名  
代表者氏名  
所 在 地  
電 話 番 号



指定申請書

郡山市母子生活支援施設ひまわり荘の指定管理者の指定を受けたいので、郡山市母子生活支援施設条例第9条第1項の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

添付書類

第3号様式(その1)(第7条関係)

年 月 日

(法人名)

郡山市長



選定結果通知書

郡山市母子生活支援施設条例第10条第1項の規定により、貴法人を指定管理者の候補となる法人として選定することに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

第3号様式(その2)(第7条関係)

年 月 日

(法人名)

郡山市長



選定結果通知書

郡山市母子生活支援施設条例第10条第1項の規定により、貴法人を指定管理者の候補となる法人として、下記のとおり選定しないことに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

選定しなかった理由

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(法人名)

郡山市長



指定通知書

郡山市母子生活支援施設ひまわり荘の指定管理者として、地方自治法第241条の2第3項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 条 件



第1号様式（第2条関係）

（平27規則106・全改）

第2号様式（第6条関係）

（平17規則59・追加）

第3号様式（その1）（第7条関係）

（平17規則59・追加）

第3号様式（その2）（第7条関係）

（平17規則59・追加）

第4号様式（第8条関係）

（平17規則59・追加）